

学校法人会計の特徴と企業会計との違い

1. 概要

法人は、営利法人と非営利法人に大別されますが、営利法人には商法で定める株式会社等があり、いずれもその利益を出資者に配当することを目的としています。非営利法人には民法で定める財団法人、社団法人、特別法で定められた社会福祉法人、医療法人、NPO 法人等があり、学校法人は私立学校法で設立を認められた非営利法人です。営利法人は、法人の憲法に相当する規定・規約のことを「定款」といいますが、学校法人の場合は「**寄附行為**」と称し、法人創立時の出捐者(財産を寄付した人)の寄付の主旨こそが、法人の憲法の礎であることを表しています。

また、非営利法人の会計基準に総じて共通することは、企業会計の損益重視に対して収支計算重視ということにあり、企業の利害関係者がその利益に関心を持つのに対し、非営利法人の利害関係者に相当する方々にとって重要なのは資金の使われ方(資金受託責任)であることから、その**目的の違い**は明確です。

企業会計は、会計「期間」において収益と費用から当期の利益を算定し、経営成績を明らかにすることを目的として一連の計算体系が構成されていますが、学校会計は会計「期間」における収入と支出の全てを記録し、その収支の均衡状態を明示することを重視し、利益に相当する収支差額を算定することを直接的な目的としない計算体系になっています。

非営利法人の会計基準でもう一つの特徴として**予算重視**があり、学校会計基準では収支計算書は予算対比で表示することになっていますが、その目的は、企業会計においては目標及び達成管理、学校会計においては執行管理と、やはり、その主旨が異なります。

しかし、企業会計、学校会計ともに会計における一般原則として、①真実性の原則、②複式簿記の原則、③明瞭性の原則、④継続性の原則に基づいて会計処理を行うこと、適正な会計情報を利害関係者に提供する点は変わりありません。また、それを担保するために一定の前提条件のもと、公認会計士の法定監査が義務付けられています。(学校法人においては私立学校振興助成法に基づきます)

2. 学校会計の基本金

学校法人の基本金と株式会社の資本金は異なるものですが、会計的には資本という意味では同じで元手(もとで)にあたります。

私立学校を創立及び設置するためには施設(校地・校舎)及び設備(機器備品)と運営資金が必要であり、これらの財産の取得価額が基本金の対象になります。

そのため、学校会計基準の第1号基本金は校地、校舎、機器備品等の固定資産の取得価額の合計であり、第4号基本金は学校を運営していくための資金である恒常的支払資金に相当する額(年間支払総額の1/12程度)としています。

〔基本金の定義〕

第1号基本金	学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校の設置もしくは既設の学校の規模の拡充もしくは教育の充実のために取得した固定資産の価額
第2号基本金	学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡充もしくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額
第3号基本金	基金として継続して保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額
第4号基本金	恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額 (人件費・経費等の経常経費の1ヶ月分の運転資金の額に相当)

上記のように基本金は学校が永続的に保持すべき基本金対象資産額等を観念的にとらえた会計的には元入金に近い財源的裏付けとして定義された貸方勘定で、繰越収支差額とあわせて純資産(総資産額から総負債額を控除した正味財産額)を構成します。

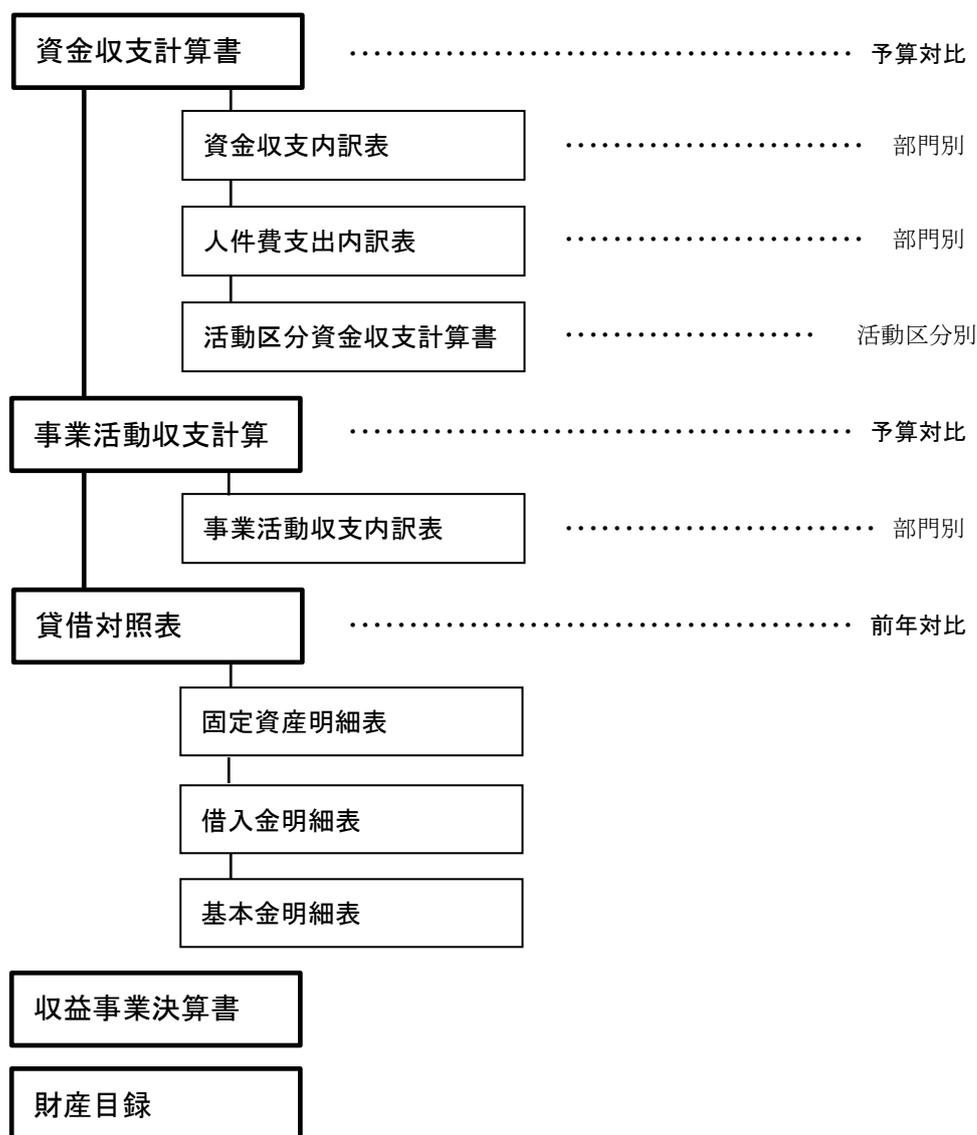
株式会社であれば、株式という形で資金を集め、出資者は事業の経営成績により利益の配当を受ける権利を取得し、集まった出資金が貸借対照表の資本金となりますが、学校会計は学校法人が設置する学校を安定して永続的に運営していく財産を保持するための基本金対象資産に対する自己財源という位置づけとなり、企業会計が経営成績を明らかにして出資者への利益配当を確定することを主な目的とする主旨とは違いがあります。

3. 学校法人の決算書の構造

非営利法人の会計基準には、公益法人会計基準(財団法人、社団法人)、社会福祉法人会計基準などがあり、学校法人には学校会計基準が適用されます。

複式簿記においては、貸借対照表と損益計算書は総勘定元帳から誘導法によって作成されますが、学校法人の収支計算書は「資金収支」と「事業活動収支」の二つがあり、「資金収支」が資金の収支計算であるのに対し、「事業活動収支」は企業会計の損益計算に相当するものです。

〔学校法人の決算書の構造〕



※1. 文部科学省令:学校法人会計基準、根拠法令:私立学校振興助成法

※2. 財産目録のみ私立学校法の規定による

4. 計算書類(主要三表)

(1) 資金収支計算書

資金収支計算書は、会計年度に行った教育事業活動等に附随する全ての収入と支出、ならびに資金の収入と支出の状況と支払資金(現預金)の顛末を明示したもので、次年度繰越支払資金額は貸借対照表上の流動資産中の年度末現預金残高に一致します。

(2) 事業活動収支計算書

事業活動収支計算書は、企業会計でいえば損益計算書に相当し、会計年度の事業活動収支の内容とその均衡を明示したものです。

当該会計年度の①教育活動、②教育活動以外の経常的な活動(財務活動及び収益事業)及び③①、②の活動以外の活動(臨時的に発生)の3つの事業に区分して対応する事業活動収入と事業活動支出の内容を明らかにするとともに、当該会計年度の基本金組入額を控除して事業活動収入および事業活動支出の均衡の状態を明らかにします。

(3) 資金収支計算書と事業活動収支計算書の違い

資金の収支を伴わない科目等は、事業活動収支計算書に特有の科目です。

特有区分	主な科目
資金収入	資産売却収入、借入金等収入、前受金収入、その他収入
事業活動収入	現物寄付金、資産売却差額
資金支出	借入金等返済支出、施設関係支出、設備関係支出、資産運用支出、その他の支出
事業活動支出	退職給与引当金繰入額、減価償却額、資産処分差額、徴収不能額

(4) 貸借対照表

貸借対照表は、企業会計でも、その他学校法人を含めた公益法人会計でも、基本的に同じで決算日「時点」における「資産・負債・基本金及び収支差額(財政状態)」を明示したものです。

一般の貸借対照表は、流動性配列法によりますが、学校法人会計基準は、上述のように教育事業活動の永続性にかかる固定資産(校地、校舎、機器備品等)を重視しますので、その重要性に鑑み、固定性配列法を採っています。